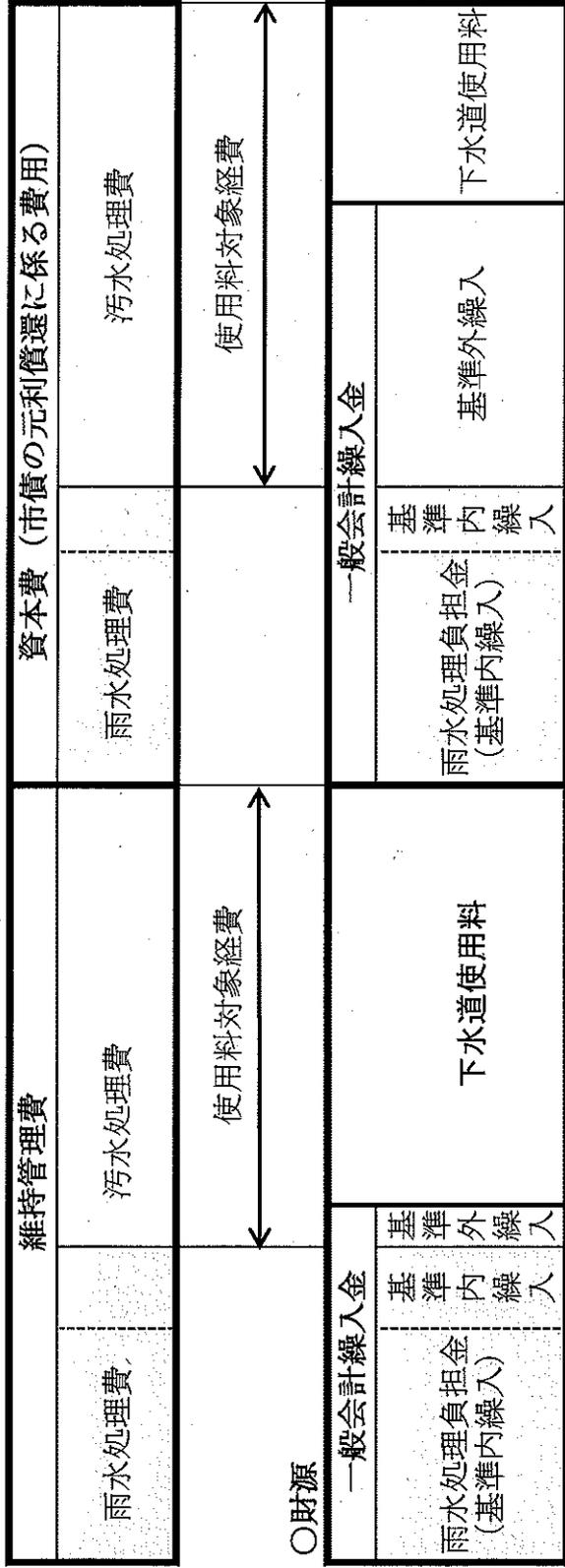


■ 下水道使用料対象経費の考え方



基準内繰入項目	備考
1) 雨水処理に要する経費	維持管理費及び資本費
2) 分流式下水道に要する経費	資本費の一部
3) 下水の水質規制に関する事務に要する経費	
4) 水洗化普及に関する事務に要する経費	
5) 高度処理に要する経費	維持管理費及び資本費
6) 地方公営企業法の適用に要する経費	
7) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	
8) 臨時財政特例債等(市債)の償還に要する経費	

公共下水道事業経営改善に向けての取組みについて

下水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、経営健全化を図って行かなければならないため、下水道課では次の取組みを行う予定です。

1 取組み項目

1) 公営企業法の適用（資料5-1）

経営状況、財務状況を明確にし、経営の健全化を図る。

2) スtockマネジメント計画の策定（資料5-2）

下水道機能を持続するため適正な管理を行う。

ライフサイクルコストの低減を図る。

3) 経営戦略の策定（資料5-3）

経営の現状や課題を的確に把握する。

計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化。

2 実施スケジュール

経営改善に向けての取組計画表

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
公営企業法の適用	← (移行準備期間)			→ (公営企業法適用)					
ストックマネジメント計画					← (点検・調査・計画)			→ (修繕・更新)	
経営戦略				(準備)	(計画策定)				
普及促進事業	→ (市街化区域内の整備が概ね完了)								
次期料金審議会								←	

3 まとめ

以上の取組みを行い、経営・財政状況を明確にすると共に、使用料の改定も視野に入れながら、次期の料金審議会に改めて「下水道使用料のありかた」について諮問する。

○ 公営企業法の適用

(1) 木津川市公共下水道事業への地方公営企業法適用の背景

本市の公共下水道事業は、次のような背景を踏まえて、将来にわたって健全かつ安定的な事業経営の構築に向けて、地方公営企業法の適用（以下、「法適用」といいます）に向けて検討を進めています。

1) 下水道整備の概成から維持管理・改築更新・経営時代への対応

本市の公共下水道事業は、昭和 55 年から事業に取り組んでまいりました。その結果平成 25 年度末には、人口普及率がほぼ 90%近くとなっており、『建設』から『維持管理』へ事業内容は移行しています。

2) 総務省の財務規定の義務化への対応

平成 27 年 1 月、総務省から下水道事業への公営企業会計の適用についての正式な要請があり、平成 32 年 4 月までの対応が求められています。

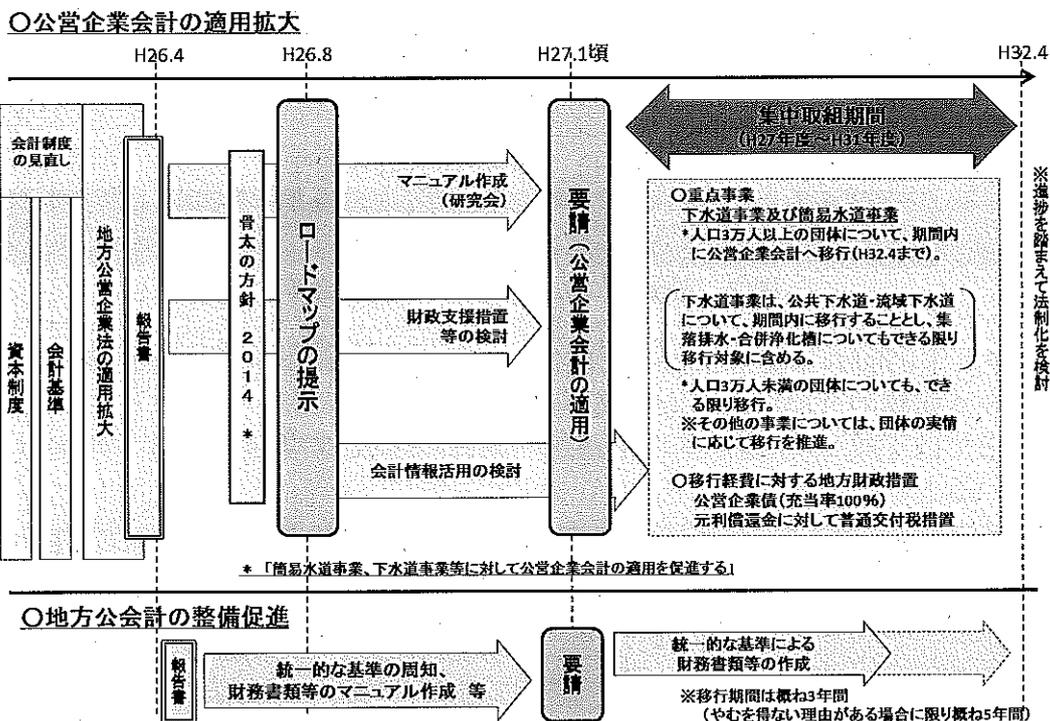


図 1 公営企業会計の適用に向けたロードマップ

3) 周辺自治体の状況

京都府内においても下水道事業に法適用を導入・検討している団体が増加傾向にあり、全国的にも人口普及率 80%以上の団体における導入事例が多く、本市の下水道事業も法適用の時期であると考えられます。

(2) 法適用のメリット

法適用に伴い導入される公営企業会計方式では、複式簿記の採用等によって、以下のような効果が期待されます。

1) 経営状況の明確化と説明責任の向上

- ・管理運営にかかわる取引（損益取引）と建設改良等にかかわる取引（資本取引）が区分され、より適切な経営計画の策定が可能になります
- ・一般的な複式簿記のルールに基づいた各種データが作成されるので、事業の財政状況や使用料改定の必要性についての明確な説明が可能になります

2) 企業経営の弾力化

- ・災害その他特別の事由がある場合の一般会計または他会計からの基準外繰出しについて、議会の議決を経ることなく、迅速な対応をはかることが可能になります
- ・予算流用、資産取得等の手続きが簡素化されるため、事業の機敏性が確保されます

3) 職員の経営意識の向上

- ・財政状況や経営状況が明らかになるため、これまで以上に下水道事業経営に対する職員意識の向上が期待されます

4) 消費税の節税効果

- ・法適用に伴って、これまででは概念のなかった出資金や減価償却費の取扱いによって、従前の消費税と異なる申告方法とすることで、節税の可能性があります。

(3) 法適用に向けた作業概要とスケジュール

法適用のために必要な手続き等は、下図のとおりです。

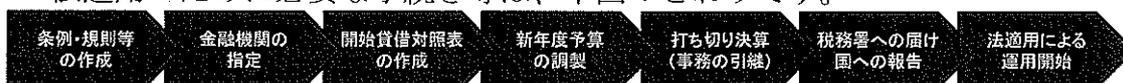


図2 法適用のために必要な手続き等

また、上の図の手続きフローに関連して、移行事務手続き、資産調査・評価、会計システム構築の3つの大きな作業が必要です。

本市では平成29年度からの法適用へ向けて平成26年度から3カ年かけて準備を行っているところです。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
移行事務手続き		移行事務手続き準備	移行事務手続き
資産調査・評価		資産調査	資産評価
会計システム構築			

図3 本市下水道事業における法適用スケジ

○ スtockマネジメント計画の策定について

(1) 目的

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現するため、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するために行う。

(2) 下水道の役割

- ・ 環境の保全
- ・ 公共水域の水質保全
- ・ 雨水の排除

(3) 下水道の整備状況

表-1 (平成27年度末)

項目	全国	京都府	木津川市
下水道人口普及率	77.8%	93.7%	91.1%
汚水処理人口普及率	89.9%	97.6%	97.4%

(4) 下水道資産

表-2 (平成26年度末)

項目	全国	京都府	木津川市
管路(汚水)	460,000 km	3,936 km	272 km
管路(雨水)		297 km	105 km
終末処理場	2,200 箇所	11 箇所	1 箇所

(5) 下水道施設の耐用年数

表-3

大分類	中分類	小分類	耐用年数
管路施設	管渠	陶管、ヒューム管、塩ビ管	50
		マンホール、 鉄蓋	50 15~30
	処理場	管理棟	躯体(鉄筋コンクリート)
給排水、空調、電気設備			15
処理施設		躯体(鉄筋コンクリート)	50
		機械、機器	8~20

(6) 維持管理の課題

- ・下水道ストックの増大
- ・耐用年数を超える施設が、今後、急速に増加する。
- ・管路の腐食による道路陥没事故が多発。
- ・維持管理の人員確保

■ 管路施設の年度別管理延長(H26末現在)

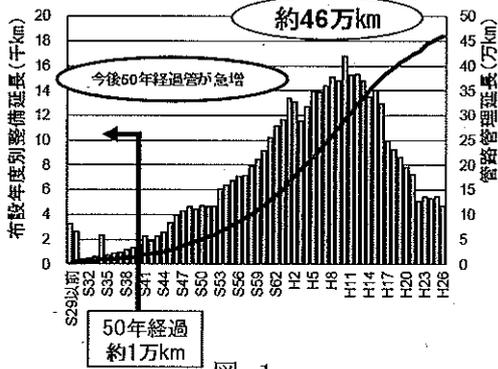


図-1

■ 処理場の年度別供用箇所数(H25末現在)

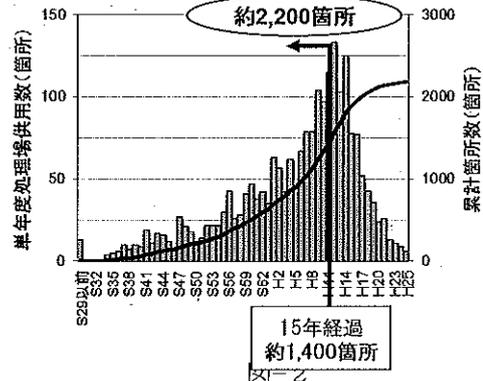


図-2

■ 年度別管路延長(木津川市)

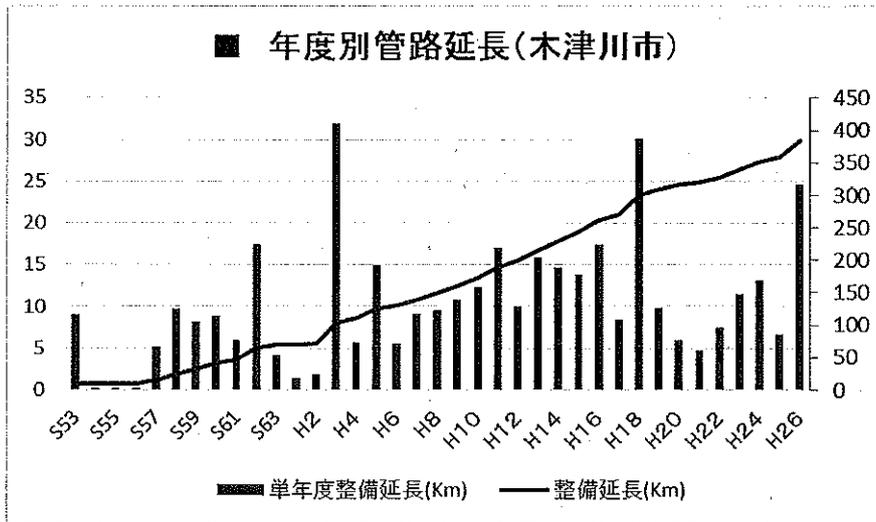


図-3

■ 管路施設に起因した道路陥没件数の推移

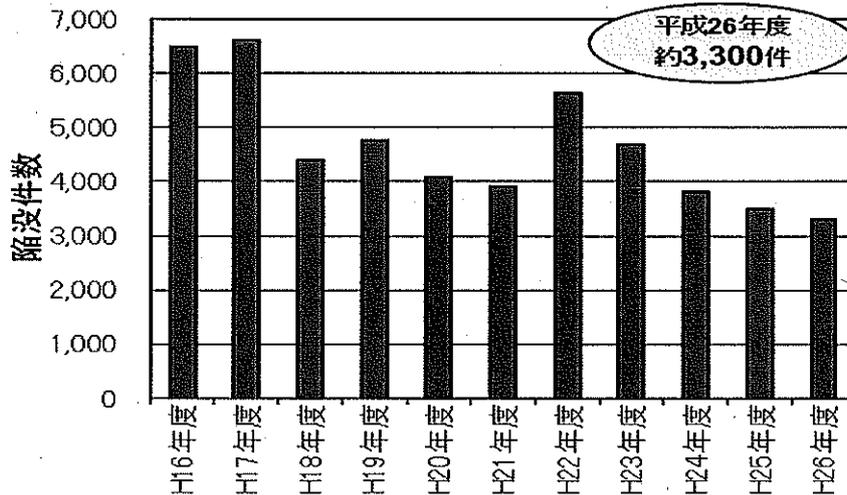


図-4

(7) 維持管理の関連政策

- ・下水道法の改正（平成27年11月19日施行）
維持修繕基準の制定
- ・ストックマネジメント支援事業の創設
従来の長寿命化支援制度の拡充

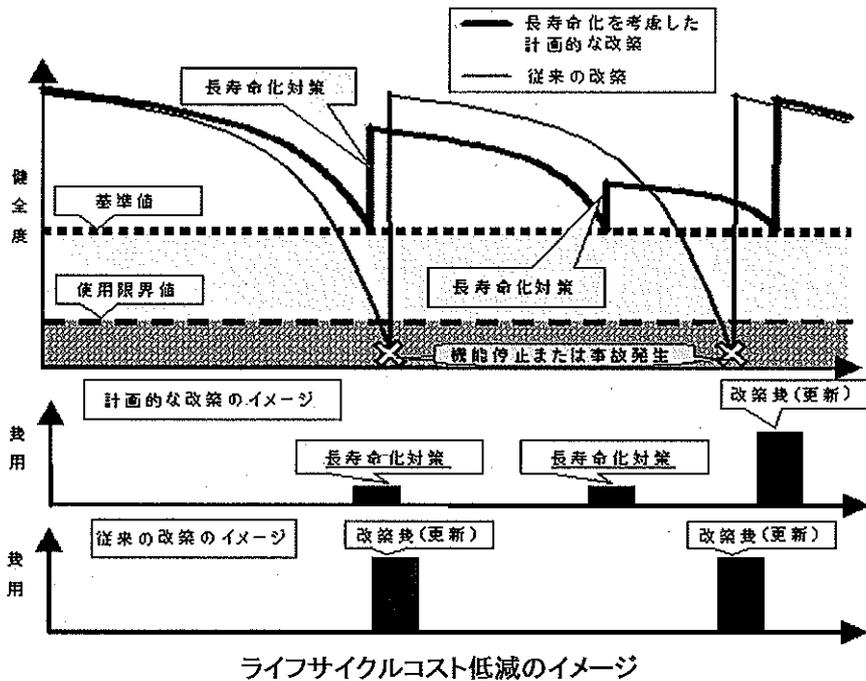


図-5

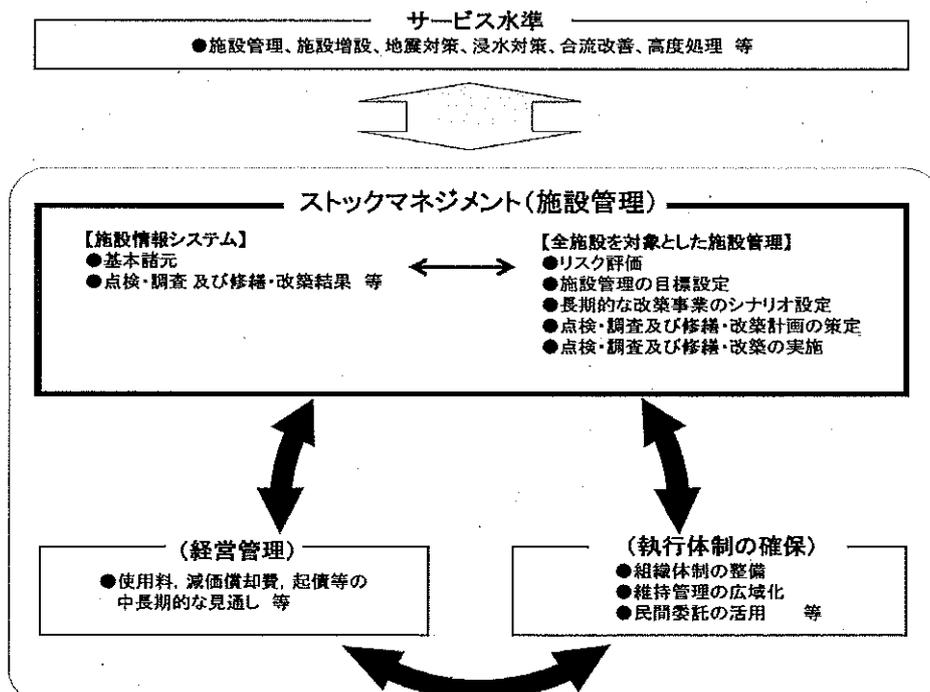


図-6

